

令和7年7月15日

国土交通省関東地方整備局
北首都国道事務所長

フレームワークモデル工事（総合評価落札方式）の試行に係る
発注予定情報の公表及び参加意思表示等の申請受付について

国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所におけるフレームワークモデル工事（総合評価落札方式）（以下、「FW工事」という。）の試行にて発注を予定している工事の概要を以下のとおり公表します。

なお、本工事は、入札手続き等について、一部を除き、下記分任契約担当官とは別の事務所（関東地方整備局江戸川河川事務所）において行う工事です。

また、以下1. 発注予定情報の工事（以下、「当該工事」という。）を指名競争入札方式により発注する手続きにおいて、当該工事の特定工事参加企業名簿（以下、「特定企業名簿」という。）を作成する際の基礎資料として、工事への参加意思表示申請書及び工事実績資料（以下、「申請書及び資料」という。）を受付することとしますので、工事へ参加を希望する者（以下、「参加希望者」という。）は、以下のとおり資料を作成のうえ提出してください。

なお、提出期限までに提出がない者は、当該工事の指名競争入札に参加することができません。

また、申請書及び資料を提出した場合においても、以下2. 参加するための要件を満たさない場合及び工事請負業者選定事務処理要領第16（以下、「指名基準」という。）により指名されないことがあります。

なお、当該工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事です。

※FW工事とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格業者に指名競争入札による工事への参加希望者を募り、申請書及び資料を提出した者を対象に指名基準により選定を行ったうえで、指名競争入札を行う試行工事です。

1. 発注予定情報

- 1) 案 件 名：圏央道北首都ブロック（一般土木C等級工事）
- 2) 箇 所 数：3箇所程度
- 3) 路 線 名：一般国道468号 首都圏中央連絡道自動車道
- 4) 工事箇所：①茨城県猿島郡五霞町幸主地先 他1箇所
②茨城県常総市花島町地先 他1箇所
③茨城県つくば市高須賀地先
- 5) 入札予定：令和7年9月
- 6) 概 要：礫分別工、借地復旧工、排水構造物工、立入防護柵工

※工事箇所①及び②においては、施工箇所点在型積算適用予定。

7) 契約担当官等：分任契約担当官 関東地方整備局 北首都国道事務所長 佐藤 潤
埼玉県草加市花栗3丁目24番15号

2. 参加するための要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち一般土木工事C等級に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。)
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 茨城県内又は埼玉県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。（經常建設共同企業体にあつては、經常建設共同企業体協定書第3条に記載されている事務所の所在地が茨城県内又は埼玉県内であること。ただし、当該事務所が当該經常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所の場合であること。)
- (5) 平成22年4月1日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡し完了した以下の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））
 - (ア) 土工の施工実績を有すること。經常建設共同企業体にあつては、構成員のいずれか1社が上記の施工実績を有すること。
- (6) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で、本発注工事の工事種別における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。
- (7) 当該工事に事業協同組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料を提出することはできない。
- (8) 經常建設共同企業体の構成員は、当該工事に対応する建設業種の許可を有してからの営業年数が3年以上あること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。

3. 手続きにおける担当部局

関東地方整備局 江戸川河川事務所 経理課

電話 04-7125-7312 (直通)

電子メール送付先: ktr-kitas.keiri792@gxb.mlit.go.jp

4. 申請書及び資料の作成、確認等

参加希望者は、2. 参加するための要件を満たしていることを証明するため、下記(1)～(5)に従い、申請書及び資料を提出し、北首都国道事務所長から参加するための要件を満たしていることの確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに参加するための要件を満たしていないと認められた者は、本工事の入札に参加することができない。

(1) 参加意思表示申請書について

申請書は、様式-1により作成し、該当箇所をチェックした「参加意思表示申請時における提出書類及び添付資料一覧表」(別記様式-1-1)を必ず添付すること。

(2) 同種工事の施工実績について

1) 2. 参加するための要件の企業の同種工事の施工実績の確認に当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあっては、我が国における同種工事の施工実績をもって行う。

2) 2. (5)に掲げる要件を満たしていることを判断できる企業の同種工事の施工実績及び2. (4)に掲げる要件を満たしている事務所の所在地を様式-2に記載すること。
同種工事の施工実績については、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。また、指名競争入札における契約手続きを行うにあたり必要事項を記載すること。

3) 記載する工事が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、CORINS登録番号を必ず記載するものとし、CORINSの写しの提出は不要とする。登録されていない場合は契約書(工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認できる部分)(以下「CORINS等」という。)の写しを提出するものとする。

なお、CORINS等での記載内容で同種工事の施工実績が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表、交通規制状況図等確認できる資料を必ず添付すること。

4) 記載及び申請できる同種工事の施工実績の件数は2件までとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。施工実績を2件申請した場合、1件の施工実績が確認できれば施工実績として認める。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のいずれかの施工実績を記載すること。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績の

み同種工事の実績として認める。その場合は、協定書の写しを添付すること。

(3) 災害協定の有無

災害協定の有無を別記様式－１－１に記載すること。協定がある場合、協定書の写しを提出すること。なお、添付する協定書が協会等の団体による協定である場合には、協会に所属していることが証明できるものを添付すること。また、提出された協定書の写しにおいて、審査基準日における当該協定の有効性が証明できなければ評価しない。

経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員について災害協定がある場合に評価するため、それぞれの協定を記載すること。

(4) 本発注工事の工事種別における新規契約の有無

関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）の発注した工事において、競争参加者が有する本発注工事に対応する工事種別における新規契約の有無について、評価する。

新規契約の有無は契約年度の４月１日から発注予定情報の公表日までの期間における新規契約の有無とする。

共同企業体としての新規契約がある場合はその共同企業体としての新規契約とし、共同企業体の構成員個々の新規契約としない。

特定建設工事共同企業体として申請する場合、新規契約は代表者の単体企業としてのものとする。

(5) 賃上げの実施に関する評価

本評価項目で加点を希望する入札参加者は、様式－３－１又は様式－３－２の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること。なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。

また、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表１」（別紙－１）を提出すること。（提出がない場合は加点しない）なお、「中小企業等」とは、法人税法第６６条第２項又は第３項に該当する者のことをいう。ただし、同条第５項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。

経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

なお、本項目で加点を受けた落札者に対しては、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、速やかに関東地方整備局総務部契約課が確認を行う。本項目で加点を受けた落札者は、以下に示す書類を事業年度等が終了した後、下記に定める期限までに提出するものとする。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（別紙－２）の「１０ 主要科目」のうち「労

務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」（以下「合計額」という。）を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した落札者は、当該事業年度及びその前年度の「法人事業概況説明書」（別紙－2）を原則として当該事業年度終了月の月末から3ヶ月以内に提出すること。（※3）

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙－3）の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「○A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする（※1 及び2）。暦年単位での賃上げを表明した落札者は、当該年及びその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙－3）を翌年の3月末まで提出すること。（※3）

複数の受注案件がある場合は全ての受注件名を記載して一度に提出することも可能とする。詳細は契約締結後、別途周知する。

問い合わせ先及び提出方法は以下のとおり。

①賃上げ実施の確認に関する問い合わせ先

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2－1

関東地方整備局総務部契約課調査係

電話：048-601-3151

②提出方法

確認書類は、原則として、契約締結後、別途周知する電磁的方法によって提出するものとする。

上記の期限までに書類が提出されない場合（※3）又は上記の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、関東地方整備局総務部契約課が通知する減点措置の開始の日から1年間に政府調達の総合評価落札方式による入札公告が行われる調達に参加する場合、本取組により加点する割合よりも大きな割合（関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）が調達する案件については1点大きな配点）の減点を行う。

なお、共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

※1 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は別紙－2の「合計額」と、暦年単位の場合は別紙－3の「支払金額」とする。

※2 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上

記書類に代えることができる。

この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は別紙－４のとおりである。

- ※３ 賃上げを開始する月が、事業年度開始月よりも、また暦年においては１月よりも後になる場合においては、賃上げ開始月から１年間の賃上げ実績を評価することができるため、契約締結後、別途周知する電磁的方法により賃上げ実施期間と例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していることがわかる書類（任意様式）を提出するものとする。なお、確認書類の提出期限は当該評価期間の終了月の月末から３ヶ月以内とする。ただし、法人税概況説明書を提出する場合であって、法人税法第 75 条の 2 の規定により、法人税申告書の提出期限の延長を行う場合は、同法の規定により延長された法人税申告書の提出期限とする。また事業年度の開始時よりも前の賃上げを実施したときから１年間の賃上げの実施期間とする場合は、事業年度終了月の月末から３ヶ月以内とする。

ただし、以下の①～③に示すような、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することが出来なかった者については、減点措置を課さないこととする。

- ① 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された特定非常災害であって、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。
- ② 各種経済指標の動向等を踏まえ、平成 20 年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。
- ③ ①及び②に該当しない場合であっても、次のⅠ～Ⅲのような自らの責によらない場合でかつ、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名または記名・捺印した理由書の提出があり、契約担当官等が必要ないと認める場合には減点措置を課さないこととする。なお、事実を客観的に証する書類とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定しているが、これに限らない。
 - Ⅰ 自然災害（風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等）や人為的な災害（火災等）等により、事務所、工場、主要な事業所等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合
 - Ⅱ 主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合
 - Ⅲ 資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合など

（６）専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置

本工事は、専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置を認める。

- 1) 本工事において、専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置を行う予定の場合は以下の①～⑧の要件を全て満たさなければならない。

①専任特例 2 号の場合の監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

②監理技術者補佐は一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例 2 号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

③監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、恒常的な雇用関係とは配置時点の日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

④同一の専任特例 2 号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとする。なお、専任特例 1 号の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を同一の工事とみなす。）

⑤専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務できる工事は茨城県内又は埼玉県内の工事でなければならない。

⑥特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

⑦専任特例 2 号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

⑧監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2) 現場の安全管理体制について、平成 7 年 4 月 21 日付基発第 267 号の 2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3) 専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置を行う予定である場合は、上記 1. の規定を満たすことを確認するため、様式－ 5 にレ又は■を記載し提出すること。

5. 総合評価の項目

(1) 評価の項目

①企業の技術力

下記における評価項目について評価を行い、評価点を算出する。

なお、評価項目における評価点の最高点の合計を 10 点とする。

評価項目	評価基準	評価点
〔企業の施工能力〕		

(地域精通度) 緊急時の施工体制 「茨城県内又は埼玉県内における、本店（本社）所在の有無」	「茨城県内又は埼玉県内」に本店（本社）がある	2
	「茨城県内又は埼玉県内」に本店（本社）がない	0
(地域貢献度) 災害協定の有無 「茨城県内又は埼玉県内に本店（本社）・支店・営業所を有する企業において、審査基準日における行政機関等との災害協定の有無」	「北首都国道事務所」と締結した災害協定あり	2
	「関東地方整備局本局」と締結した災害協定（都県建設業協会、日本建設業連合会関東支部等）あり	1
	茨城県内又は埼玉県内における国の機関・地方公共団体・特殊法人等と締結した災害協定あり	1
	協定なし	0
本発注工事の工事種別における新規契約の有無 「関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における本発注工事の工事種別における新規契約の有無」	当該年度に本発注工事の工事種別の新規契約工事がない	2
	当該年度に本発注工事の工事種別の新規契約工事がある	0
同種工事の施工実績 （過去 15 年間） 「2. 参加するための要件で求めた過去の施工実績を満たすことを証明するため提出された施工実績と本発注工事の同種性。なお、対象期間に元請けとして完成・引渡しが完了した工事とする」 ※実績として申請できる件数は 2 件までとし、同種工事の施工実績の評価点の上限は 4 点とする。た	より高い同種性が認められる。 「道路の土工の施工実績」	2
	同種性が認められる。 「上記以外の施工実績」	0

だし、申請できる 2 件については、同一の工事名で複数申請をした場合、1 件として評価する。		
--	--	--

②賃上げの実施に関する評価

評価項目	評価基準	評価点
賃上げの実施を表明した企業等	令和 7 年 4 月以降に開始する最初の事業年度または令和 7 年（暦年）において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を 3 % 以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	1
	令和 7 年 4 月以降に開始する最初の事業年度または令和 7 年（暦年）において、対前年度または前年比で給与総額を 1.5 % 以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	
	表明なし	0
賃上げの基準に達していない場合等（減点）	発注計画の公表日から過去 1 年以内に財務省主計局から減点措置の通知を受けている場合	- 2
	受けていない場合	0

賃上げ表明書の評価（加点）を実施する適用期間については関東地方整備局ホームページ（<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000227.html>）に掲載している。

③施工体制（施工体制評価点）

施工体制に関する審査は、下記の評価項目について行うものとし、開札後において、提出を求める工事費内訳書、施工体制確認のためのヒアリング及び追加で求める資料等により審査をする。なお、最高点を 30 点とする。

評価項目	評価基準	評価点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5
	その他	0
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5
	その他	0

6. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」、「企業の技術力」、「賃上げの実施に関する評価」並びに「施工体制」をもって入札に参加し、次の１）、２）の要件に該当する者のうち、（２）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

なお、FW工事における契約手続きにおいて、落札者（予定者を含む。）となった者は、同一のFW工事による他の工事の落札者となることが出来ない。その場合、当該者が行った他の工事の入札は無効とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。

- 1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- 2) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

(2) 総合評価の方法

- 1) 「標準点」を 100 点とし、「施工体制評価点」の最高点を 30 点、及び「加算点」の最高点を 11 点とする。
 - 2) 「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、下記①②の評価項目に評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」を「加算点」として与える。また、「施工体制評価点」は下記③の項目を評価して与える。
 - ①企業の技術力
 - ②賃上げの実施に関する評価
 - ③施工体制（施工体制評価点）
 - 3) 「標準点」は、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に 100 点を与える。
 - 4) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。
 - 5) 入札参加者の申込みに係る価格（V E 提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となること及びその縮減金額を下記で求める施工体制の審査に係るヒアリングの追加資料において明らかにしたときは、コスト縮減金額として局長が認めた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格に加えた価格）が下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費については 90%、共通仮設費については 80%、現場管理費については 80%、一般管理費等については 30%をそれぞれ乗じ、さらに 100 分の 110 を乗じて得た金額を合計した価格をいう。）に満たない場合は、2) ③の施工体制の審査を特に重点的に行う。
- (3) 評価は、審査基準日（資料等の提出期限の日）をもって行うものとする。

7. 申請書及び資料の提出方法

- (1) 4. 申請書及び資料の作成、確認等により作成した申請書及び資料を提出すること。
- (2) 申請書及び資料の提出方法は以下のとおり。
 - ①受付期間：令和 7 年 7 月 15 日（火）から令和 7 年 7 月 25 日（金）まで
(就業時間内に限る。また、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日

に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は除く。））

②受付場所：3. 手続きにおける担当部局に同じ。

③提出方法：上記②に申請書及び資料を郵送、託送又は電子メールにより提出するものとし、これ以外の方法による提出は認めない。ただし、電子メールによる場合は、押印省略をする場合に限り認めるものとし、押印省略をする場合は、本件責任者及び担当者等の必要事項を必ず記入すること。

なお、押印する場合は、申請書の表紙に押印すること。

(3) 申請書及び資料の提出による北首都国道事務所長からの確認結果（特定企業名簿への掲載の有無）は令和 7 年 8 月 7 日（木）までに電子メールにより通知する。

(4) 押印省略

契約手続きで使用する様式（契約書及び契約締結を委任する委任状を除く）を紙で提出する場合にあっては、「印」を記載している様式であっても、「本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先（連絡先は 2 以上）」を明記することにより押印を省略して差し支えない。なお、2 以上の様式で押印を省略する場合で、押印省略に係る必要事項の記載内容が同一の場合は「様式〇と同じ」と記載すること等により、2 つ目以降の連絡先等の記載を省略することができる。

(5) その他

①申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②北首都国道事務所は、提出された申請書及び資料を、参加するための要件の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③提出された申請書及び資料は、返却しない。

④提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

8. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがある。

(3) 提出された施工実績が「国土交通省地方整備局（港湾空港関係を除く。）」における場合において、当該施工実績が当該者のものと確認できない場合は提出された当該実績を当該者の実績として認めない。（当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における一般競争（指名競争）参加資格の再認定（又は新規の認定）を受けていない。若しくは実績の承継が認められていない場合を指す。）

(4) 本文書を入手した者は、これを本手続き以外の目的で使用してはならない。